

令和6年度「建築物の防火避難規定の解説 2023」アフターフォロー質問と回答

(令和6年11月13日時点)

No	頁	質問	回答
1	19	本文3行目に「告示による例示仕様の間仕切壁の構造は両側とも同一仕様とすること」とあるが、平成12年建告第1358号では、準耐火構造の間仕切壁の構造方法について、「その両側にそれぞれ次の(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとする」と等とされており、必ずしも両側同一でなければならないのか。	この扱いは、平成15年から日本建築主事会議(JCBO)で運用されていた内容を踏襲し、防火避難規定の解説2002年版から掲載したものである。ただその後、特定行政庁により運用のばらつきが見受けられ、また今般の技術的知見等(一財 日本建築センター「木造建築物の防・耐火設計マニュアル」)により両面同一仕様にしなくても問題ないことが確認されたため、今後このなお書きの扱いは削除の予定である。
2	35	非常用E V乗降ロビー兼用付室の面積について、15㎡以上としているが、避難安全検証を行うと付室の面積については削減が可能である。検証を行った場合は兼用付室の面積を15㎡未満としてもよいか。(消防活動スペースが避難で使用されることになるのではないか。)	避難安全検証法を採用した場合、特別避難階段の付室兼用乗降ロビーは、1基あたり10㎡までとすることができるが、防災計画上の配慮が望まれる。
		「避難安全検証法(時間判定法)の解説及び計算例とその解説」講習会の質問と回答において、非常用E V乗降ロビー兼用付室の面積について、15㎡を推奨値としている。10㎡にすることは可能か。	15㎡以下は防災計画上の配慮等を行った上で個別の判断になる。

3	その他	<p>防火区画部分に設ける防火設備（鉛直方向に閉鎖する煙感知器連動シャッター）が遮煙性能を有する場合、当該防火設備を防煙壁と扱ってよいか。</p> <p>また、この防火区画部分に出入口を有する煙感知器連動防火設備で遮煙性能を有している場合、その出入口部分の上部に天井面から 30 c m以上の垂れ壁を有するもの（下図）は、同様に扱ってよいか。</p>	<p>防煙壁として扱うことができるものとする。</p> <p>なお、堅穴区画部分には、固定垂れ壁を設けることが望ましい。</p>
			